

内閣参質一九〇第三三二号

平成二十八年二月十二日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員吉川沙織君提出束ね法案に関する質問に対する答弁書

一について

本則において二つ以上の法律の改正等（改正又は廃止をいう。以下同じ。）を行う法案について、①その数、②①が内閣提出法案に占める割合（小数点第二位を四捨五入した数字。以下同じ。）、③①のうち三本以上の法律の改正等を行うものの数、④③が内閣提出法案に占める割合、⑤①のうち七本以上の法律の改正等を行うものの数、⑥⑤が内閣提出法案に占める割合を、現在確認できる範囲で過去十年間の常会ごとにそれぞれ示すと、次のとおりである。

第一百六十四回国会 ①四十 ②四十四・〇パーセント ③三十三 ④三十六・三パーセント ⑤十六
⑥十七・六パーセント

第一百六十六回国会 ①三十四 ②三十五・一パーセント ③二十 ④二十・六パーセント ⑤六 ⑥六
・二パーセント

第一百六十九回国会 ①二十六 ②三十二・五パーセント ③十七 ④二十一・三パーセント ⑤六 ⑥六

七・五パーセント

第一百七十一回国会 ①二十八 ②四十・六パーセント ③十八 ④二十六・一パーセント ⑤三 ⑥四
・三パーセント

第一百七十四回国会 ①二十五 ②二十九・一パーセント ③十七 ④二十六・六パーセント ⑤四 ⑥

六・三パーセント

第一百七十七回国会 ①三十 ②三十三・三パーセント ③二十一 ④二十三・三パーセント ⑤九 ⑥
十・〇パーセント

第一百八十回国会 ①二十六 ②三十一・三パーセント ③二十一 ④二十五・三パーセント ⑤八 ⑥
九・六パーセント

第一百八十三回国会 ①二十二 ②二十九・三パーセント ③十四 ④十八・七パーセント ⑤五 ⑥六
・七パーセント

第一百八十六回国会 ①二十六 ②三十二・一パーセント ③二十 ④二十四・七パーセント ⑤八 ⑥

九・九パーセント

第一百八十九回国会 ①三十五 ②四十六・七パーセント ③二十五 ④三十三・三パーセント ⑤六

⑥八・〇パーセント

二から四までについて

お尋ねの「三原則」の意味するところが必ずしも明らかでないが、政府は、従来から、二つ以上の法律の改正を提案しようとする場合においては、一般に、法案に盛られた政策が統一的なものであり、その結果として法案の趣旨・目的が一つであると認められるとき、あるいは内容的に法案の条項が相互に関連して一つの体系を作っていると認められるときは、一つの改正法案として提案することができると考えている。

また、政府は、立案の段階でこれらの事項を十分に検討した上で、個々の法律の改正法案として提案するよりも二つ以上の法律の改正を一つの改正法案として提案することが適当であるという結論に達した場合、そのような形で提案することがあるが、国会の審議の在り方は、国会で御判断いただくものであると考えている。

五及び六について

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の規定の整備を予定しているが、現時点において

、一つの改正法案として提案するかどうかについては検討中であり、お尋ねについてお答えすることは差し控えたい。